

社会保険ひろしま

第845号

- 「賞与支払届」の提出はお済みですか？
- 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」のしを忘れずに
- 「標準報酬月額」を従業員の皆さまへお知らせください
- 公的年金等の源泉徴収票を発送しています
- その他 出張相談所開設のご案内（2月） 他
- 平成30年度 第2回 健康保険委員研修会 開催のお知らせ
- 生活習慣病予防健診の便利なインターネット申請のご案内
- 生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

1
2019
平成31年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

平成30年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		52,778	52,166
船舶所有者数		279	343
被保険者数	男性	513,556人	384,096人
	女性	309,052人	253,215人
	船員	3,247人	3,317人

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

被保険者に賞与等を支払ったときは、その支払日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要です。提出がお済みでない場合は、至急提出をお願いします。

- 事前に賞与支払予定月をご登録の事業主の皆さまには、その前月に従業員の皆さまの氏名や生年月日等を印刷した「賞与支払届」等を送付しています。
- 既にご登録いただいている賞与支払予定月に賞与等の支払がない場合、「賞与支払届」の提出は不要ですが「賞与支払届総括表」の提出は必要です。ご注意ください。
- 年4回以上支払う賞与等につきましては、厚生年金保険法等において「報酬」に当たり「賞与支払届」の提出対象外です。

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに

- 平成30年10月から「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
- 変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件をいずれも満たすと、身分関係の確認ができる書類の添付を省略できます。

- ・事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク(✓)が付されている。
(備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載)
- ・届書にマイナンバーが記載されている。

「標準報酬月額」を従業員の方へお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者(従業員)の「標準報酬月額」を決定します。決定した「標準報酬月額」は、標準報酬決定通知書等により事業主様へ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、被保険者(従業員)の皆さまに必ず通知してください。

公的年金等の源泉徴収票を発送しています

日本年金機構からお支払いする老齢厚生年金等を受け取られている方へ「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」を平成31年1月11日(金)から順次発送しています。

年金を受け取られている従業員の方にお伝えください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（2月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	2月13日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市市民会館 (旧：尾道市公会堂別館)	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 2月11日は祝日のため 2月12日に変更。	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	2月21日(木)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	2月20日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- 予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受け付けしています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内

会場	日時
広島東年金事務所	2月13日(水)
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日（13時~16時）は事前申し込みにより、県内の事務所で手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様の健康増進をめざします～

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに清々しく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は弊協会の事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、広島県は健診の受診率が低く、健康寿命が極めて低位という大きな課題があります。加えて今後、少子高齢化の進展、医療の高度化、高額な新薬の出現等により、更なる医療費の伸びが見込まれます。こうした中、健康への取り組みや実績が健康保険料率に反映するインセンティブ制度が始まりました。従いまして、健診や保健指導の受診率をさらに高め、食事のバランスや運動等の生活習慣を改善すること、有所見の場合には医療機関の早期受診により、健康度の向上に努めていただくことが必要です。併せて、ジェネリック医薬品の使用についても、お薬代の自己負担軽減だけでなく、医療費適正化の観点から非常に有効となります。

こういった取り組みで、重症化を予防し健康な人が増え、医療費の適正化にもつながれば、健康保険料率の伸びも抑制されます。皆様の健康寿命の延伸にもつながるこの好循環を、是非とも構築していきたいと考えております。

私共も引き続き精一杯健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、どうぞ本年も、弊協会に対しまして、格別のご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、健康に関することや保険制度等でご不安やご不明な点がございましたら、お気軽に何なりとご相談ください。必ずお役に立てるものと確信しております。

最後に、本年が皆様にとりまして、より明るく素晴らしい一年になることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会広島支部長 神田 和幸



平成30年度 第2回 健康保険委員研修会 開催のお知らせ

健康保険委員の皆様を対象に、研修会を下記の日程で開催いたします。

この度は、会場を集約させていただいております。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

開催日	会場
3月 1日(金)	ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ
3月 5日(火)	広島県民文化センター
3月 8日(金)	ビューポートくれ
3月13日(水)	三原リージョンプラザ
3月14日(木)	はつかいち文化ホールさくらびあ
3月15日(金)	三次市民ホール「きりり」

【研修時間】
14:30～16:30
【研修内容】
主に健康づくりに
関する内容について



健康保険委員を募集しています

県内5,000名突破!

広島支部では、従業員の皆様との橋渡し役であります健康保険委員を募集しています。事務手続き等に役立つ「協会けんぽのしおり」の贈呈、委員向けメルマガ「健康プラス」の配信、セミナーのご案内等のサービスが無料で受けられます。

従業員の皆様の健康維持・増進のため、是非ご登録をお願いいたします。

健康保険委員や研修会に関するお問い合わせは、企画総務グループ ☎082-568-1014 までご連絡ください。

生活習慣病予防健診の便利なインターネット申請のご案内

協会けんぽでは、インターネットを使って事業主の皆様が生活習慣病予防健診の申込みができる「情報提供サービス」を行っております。

データをダウンロードいただけ、**名前や生年月日などの入力が必要**です。エクセルデータを利用するため、事業所様での**データ管理にもご利用いただけます**。また、インターネットでの申込みのため、**郵送でのお手続きが不要**となります。

ご利用までの流れ

① 協会けんぽのホームページよりユーザーIDを申請

② 協会けんぽよりユーザーIDとパスワードが届く。

③ 生活習慣病予防健診の申込みを行う。



ユーザーIDの申請方法や、詳しいサービスの概要につきましては、協会けんぽホームページよりご確認ください。来年度のデータダウンロード及びインターネットによる申込みは、平成31年2月18日(月)から開始となります。

生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者の方の生活習慣病予防健診、40歳から74歳の被扶養者の方の特定健診の費用を補助しております。(4月～翌年3月に1回)

健診は、ご自身の体の状態を知る絶好の機会です。健康管理のベースです。**今年度お済みでない方は、3月31日まで受診可能です。年に1回は必ず受診しましょう。**

任意継続健康保険へのご加入を検討されている皆様へ

ご家族の方を扶養家族として申請する場合の添付書類について

平成30年10月より、任意継続被扶養者に関わる届出に際して、以下の表のとおり、身分関係と生計維持関係の確認書類の添付が必要になりました。つきましては、退職を控えておられる従業員様へのご周知をお願いいたします。

確認事項	添付書類	添付の省略ができる場合
身分関係(続柄)	次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本または戸籍抄本の原本 世帯全員の住民票の原本 	在職時より引き続き扶養者となる場合
生計維持関係	<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書の原本 年金振込通知書の写し パート先の源泉徴収票または給料明細直近3か月分の写し 離職票の写し 等 <small>※別居の場合は、仕送り額の確認書類(預金通帳等の写し、現金書留の控えの写し等)が別に必要となります。ただし、被扶養者が16歳未満および16歳以上の学生の場合は添付を省略できます。</small>	被扶養者が16歳未満の場合

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
 〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
 【ホームページ】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。

申請書の郵送にご協力ください。

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(がん検診付き)の費用の約7割を補助しております。健診後、必要な方には特定保健指導を無料で行っております。ぜひご活用ください。